

■避難指示解除準備区域・居住制限区域への立入り

基本的に自由に立入りができる区域ですが、立入りするためには、「通行許可証」と身分証明書が必要です。

立入りする際は、個人の被ばく線量を把握するため、全員「バッジ式線量計」を着用してください。
※「バッジ式線量計」は、世帯人数や立入り予定などに合わせて事前にお申し込みください。

◇通行許可証について

「通行許可証」は、町内の防犯のための検問を通過するために発行するものです。事前に申請を受け付けますので、申請書に必要事項を記入し申請してください。

「通行許可証」は、車両ごとに発行され、それぞれに乗車する方の名前が記載されます。検問で提示する際に、「通行許可証」に名前がない方は通行できませんので、ご注意ください。

***15歳未満、妊娠している方の立入りはできません。**

避難指示解除準備区域

権現堂、高瀬、幾世橋、北幾世橋、棚塩、請戸、中浜、両竹、西台、藤橋

居住制限区域

川添、牛渡、樋渡、谷津田、田尻、小野田、加倉、苧宿、酒田、立野

■町民以外の方の立入り

町内に固定資産を所有している方や住宅修繕業者、引っ越し業者等町民以外の方の立入りには、「浪江町臨時通行許可証」が必要です。災害対策課消防防災係で申請してください。

※業者の方は、町民の方が同行しないと許可できない場合があります。

立入り終了後は、スクリーニングを受けてから帰宅してください。

■帰還困難区域への立入り

基本的に立入り制限されるため、自由に立ち入りすることはできません。

立入りする場合は、立入り予定日の10日前までに「立入りコールセンター」に申し込みし、許可証の発行を受けるようになります。「立入りコールセンター」から案内が届きますので、そちらでご確認ください。

***立入りは、原則月1回です。**

◇立入り当日の流れ

1 「帰還困難区域立入許可証」、および乗車される方全員の身分証明書を必ず携帯し、予約をしたスクリーニング場で受付をする。

2 備品（線量計、防護服、ネズミ等小動物忌避剤、緊急連絡用のトランシーバー）を受け取り、自宅等へ向かう。

3 立入り終了後、スクリーニング場で必ずスクリーニングを受け、備品を返却する。

※立入り当日に都合がつかなくなった場合は、コールセンターに連絡してください。

***滞在時間は5時間以内とし、16時までに検問を通過してください。**

***15歳未満、妊娠している方の立入りはできません。**

帰還困難区域

井手、小丸、大堀、酒井、末森、室原、津島、南津島、川房、昼曾根、下津島、赤宇木、羽附

【ご注意ください】

◇道路、上下水道等の復旧、放射能の除染は不十分な状態であることをご注意ください。

◇ご自宅の流し台やトイレに水を流さないでください。

◇家庭ごみの取り扱いにご注意ください。

※町内への立入りの際は、「浪江町内への立入りの手引き」をご確認ください。(3月中旬配布予定)

みんなのれんらく帳

☎生活支援課避難生活支援係 ☎0243-62-0305

町では、NTTタウンページ株式会社様の発行協力を得て、希望者の方のみを掲載した「みんなのれんらく帳」を作成しました。

このれんらく帳は、町民の皆さんをつなぐきっかけのひとつとなるよう作成しています。ぜひ、ご活用ください。

- ▷**発送時期** 3月上旬予定
- ▷**配布先** 各避難先世帯
- ▷**配布部数** 1世帯1部
- ▷**掲載件数** 個人3,990件・事業所414件

【注意事項】

- ①れんらく帳には、町民の皆さんの個人情報が掲載されています。複写、譲渡、転売などは行わないよう、取り扱いには十分注意してください。
- ②紛失、破損等による再配はできませんので、大切にご使用ください。
- ③細心の注意を払い、作成しましたが、誤字・脱字・落丁、その他不具合がありましたらご連絡ください。



みんなで ともに 乗り越えよう

浪江町を復興していくためには、町民の生活再建・健康管理、警戒区域の見直し、インフラの復旧、賠償問題、絆の維持など多くの課題があります。

その中で、町がどのような取り組みをしているのかお知らせします。

町内への立入り方法

☎災害対策課消防防災係
☎0243-62-0151

■立入り時間 9時～16時

※防災無線でアナウンスします。

■検問の場所

- ①国道6号 知命寺交差点（幾世橋）
- ②国道6号 高瀬交差点（高瀬）
- ③国道114号（大字室原・大字加倉境）
- ④国道114号（川俣町・浪江町境）
- ⑤県道落合浪江線（大字谷津田・大字井手境）
- ⑥国道6号（双葉町・浪江町境）

■スクリーニング場

- 南相馬市方面に向かう方
——幾世橋中継所(ヨークベニマル浪江店)……A
- いわき市方面に向かう方
——毛萱・波倉スクリーニング場
(福島第二原子力発電所サイト内)
- 川俣町方面に向かう方
——津島活性化センタースクリーニング場……B

避難指示区域の見直しにより、4月1日から町内への立入り方法が変わります。

なお、区域再編は、除染や道路・上下水道の復旧を加速させるため立入りが容易な区域を設定するもので、「帰らなければならない」ものではありません。引き続き避難指示は継続されます。

■立入りルート

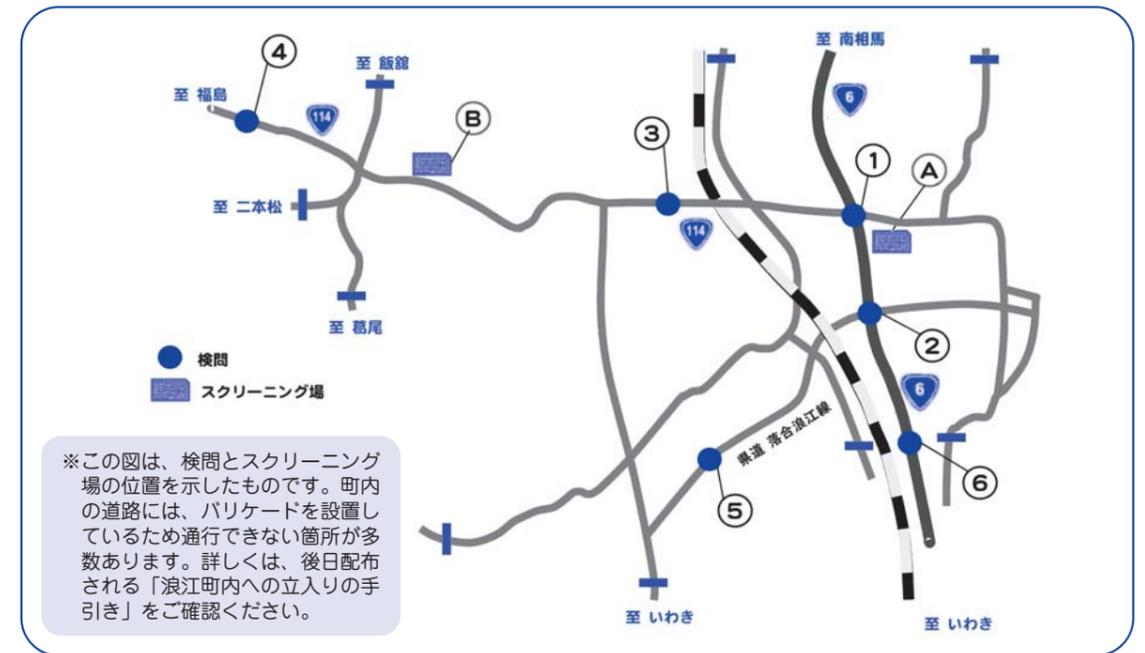
◇**北側ルート（南相馬市側からの立入り）**
国道6号→「知命寺交差点検問」・「高瀬交差点検問」・「ヨークベニマル浪江店入口検問」

◇**南側ルート（いわき市側からの立入り）**
国道6号→「富岡町内検問」→「双葉町・浪江町境検問」→「知命寺交差点検問」・「高瀬交差点検問」・「ヨークベニマル浪江店入口検問」

◇**西側ルート（川俣町側からの立入り）**
国道114号→「川俣町・浪江町境検問」→「大字室原・大字加倉境」

【ご注意ください】

上記以外の町内への道路上には、防犯のためにバリケードを設置しているため通行できません。



※この図は、検問とスクリーニング場の位置を示したものです。町内の道路には、バリケードを設置しているため通行できない箇所が多数あります。詳しくは、後日配布される「浪江町内への立入りの手引き」をご確認ください。

甲状腺検査の結果

チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんがあります。

福島県および浪江町では、東京電力福島第一原発事故を踏まえ、子どもたちの健康を長期に見守るために、甲状腺（超音波）検査を実施しています。

▶対象者
震災時、0歳から18歳までの方

▶実施方法
ゼリーをつけた器械を首に当て甲状腺を検査します。（超音波検査）

▶検査結果

検査機関	福島県	浪江町
検査人数	2,922名	923名
検査結果	A1	594名
	A2	322名
	B	7名
	C	0名
備考	23年度実施分	1月末現在

- A 1 判定：結節や嚢胞を認めなかったもの
- A 2 判定：5.0ミリメートル以下の結節や20.0ミリメートル以下の嚢胞を認めたもの
- B 判定：5.1ミリメートル以上の結節や20.1ミリメートル以上の嚢胞を認めたもの
- C 判定：甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を要するもの

* B判定およびC判定の方は、福島県立医科大学で血液検査や尿検査などの二次検査を受診していただきます。

▶今後の検査予定

	H23年度～H25年度	H26年度以降
福島県	1回目	20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに検査
浪江町	県で1回受診した希望者	県の検査予定以外の年で検査を希望する方

甲状腺はその性状や大きさに個人差があるとされています。チェルノブイリ事故の知見から、甲状腺に事故による放射線の影響が出てくるのは4～5年後とされています。そのため、福島県および町で実施している甲状腺検査を継続して受診されるようお願いします。

町では、震災時、19歳以上40歳以下の方を対象に、甲状腺検査を実施しています。ご希望の方は、お申し込みください。

☎健康保険課放射線健康管理係
TEL 0243-62-0173

国民健康保険・後期高齢者医療保険 医療費一部負担金の免除期間 1年延長

医療費一部負担金の免除期間が平成26年2月28日まで延長されました。

新しい免除証明書は、国民健康保険の方は世帯全員分を世帯主の方の避難先へ、後期高齢者医療保険の方はご本人の避難先へそれぞれお送りしましたので、3月1日以降病院等を受診される場合は、保険証と一緒に一部負担金等免除証明書を必ず提示してください。

注1) 国民健康保険の免除証明書
———オレンジ色のカード型
後期高齢者医療保険（75歳以上）の免除証明書
———ピンク色のA4型

注2) 国民健康保険加入者は、4月から電算システムの変更に伴い被保険者番号が変更となるため、免除証明書の有効期限は、「平成25年3月31日まで」となっています。3月下旬にあらためて新しい被保険者番号の入った免除証明書（有効期限が平成26年2月28日までのもの）を新しい保険証と一緒にお送りしますので、ご了承ください。

注3) 社会保険等にご加入の方は、お勤め先かご加入の保険者にお問い合わせください。

注4) 入院時食事療養費の標準負担額や接骨院等を受診した際の療養費一部負担金相当額等の免除は、平成24年2月29日で終了しました。

☎健康保険課国保年金係 TEL 0243-62-0179

介護保険 介護サービス利用者負担金 免除期間1年延長

介護保険サービス利用者負担金の免除期間が平成26年2月28日まで延長されました。

介護サービスご利用の方は、これまで同様、被保険者証をケアマネージャーおよび事業所に提示してください。（免除証明書の発行は、ありません。）

☎健康保険課介護保険係
TEL 0243-62-0172



3月1日から 「届出避難場所証明書」の発行がはじまります

東日本大震災における原子力発電所の事故により、住民票を移さずに避難を余儀なくされている住民の方を対象に、原発避難者特例法に基づく「届出避難場所証明書」を交付します。

「届出避難場所証明書」は、浪江町または避難先市区町村に避難先を届出している方に、届出している避難場所に相違がないことを証明するもので、民間契約等の際に、相手方から避難場所の証明を求められた場合などに使用できます。

■対象となる方
現在、浪江町の住民基本台帳に登録されている方で、浪江町もしくは避難先市区町村に避難場所を届出している方。
また、避難場所の届出をしていない方や避難場所を移動された方は、避難住民届出により避難場所の届出をしてください。

■手数料 無料

■受付場所
二本松事務所1階町民税務課住民係
窓口、各出張所窓口
※本人を確認できるもの（運転免許証等顔写真付きの公的証明書、保険証、住基カードなど）をお持ちください。
※福島・本宮・いわき・南相馬出張所では、即日交付可能です。
※桑折出張所では、申請の受付はできませんが、後日郵送での交付となります。

■請求できる方
本人または同一世帯の方。
右記に該当しない方は、別途「委任状」が必要です。

■郵送での申請・交付
①請求内容のわかる書面、②返信用の封筒、③本人確認ができる書類のコピーを送付してください。
ファックス、電子メールでの受付はしていませんのでご了承ください。また、郵送で請求する場合は、日数に余裕を持って請求してください。

① 請求内容のわかる書面

※任意様式可 便せんなどに…

(請求者の名前)	浪江 太郎
(浪江町の住所)	浪江町幾世橋字六反田7-2
(生年月日)	昭和31年5月1日
(性別)	男
(必要な方の名前)	浪江 太郎
(浪江町の住所)	浪江町幾世橋字六反田7-2
(生年月日)	昭和31年5月1日
(性別)	男
(避難場所)	二本松市北トロミ573
(当該避難場所における滞在開始日)	平成24年10月1日
(必要な部数)	1部
(電話番号)	0243-62-0123
(使用目的)	携帯電話契約のため

② 返信用の封筒

<送付先>
〒964-0984
二本松市北トロミ573番地
浪江町役場 町民税務課住民係

（郵便番号）960-0984

（住所）二本松市北トロミ573
（氏名）浪江 太郎

お急ぎの場合は速達料金を追加してください。

③ 本人確認ができる書類のコピー
本人確認のため、運転免許証等顔写真付きの公的証明書、保険証、住基カード、在留カード等のコピーを同封してください。
* 不当な請求は法律により罰せられる可能性があります。

上水道管被害調査に伴う閉栓作業

上水道の被害調査を実施するため、町内で上水道を使用しているお宅の止水栓とメーターバルブを閉める作業を実施します。作業のため私有地に立入りさせていただく場合がありますので、皆さまのご理解ご協力をお願いします。
※作業員は、身分証明書を携帯しています。
※(株)ナミエ設備、(株)叶屋、(株)小黒設備工業、双葉設備工業(株)の4業者で作業にあたります。

▶作業期間 5月中旬ごろまで

☎復旧事業課上下水道係 TEL 0243-62-4732



除草作業の実施

平成25年度から実施予定の本格的除染の準備として、国（環境省）による農地の除草作業が実施されます。皆さまのご理解ご協力をお願いします。

- ▷ **請負業者** 株式会社泉田組
- ▷ **作業期間** 3月末まで
- ▷ **対象地域** 国道6号とJR常磐線の間の農地
- ▷ **作業方法** ハンドガイド式草刈機または肩掛式草刈機による人力除草を基本に作業します。

※刈った草は、そのままの状態置き、本格除染作業の際に仮置き場に移動します。

問 環境省福島環境再生事務所県北支所
浪江町担当
TEL 024-573-7476（平日8時30分～17時15分）

花き栽培の担い手募集

町では、平成25年度の復興事業の一つとして、浪江町内の新規施設で花き栽培をする方を募集しています。経験のない方も歓迎していますので、意欲のある方をお待ちしています。

- ▷ **業務内容** 胡蝶蘭の栽培
- ▷ **場 所** 浪江町内（避難指示解除準備区域内）
- ▷ **募集人数** 2名程度
- ▷ **そ の 他** 技術習得のため3カ月程度の研修を予定しています。
営農再開に向け支援します。

※応募多数の場合は、町で選考させていただきます。

申・問 産業賠償対策課 大和田・倉本
TEL 0243-62-0267

原子力損害賠償の 時効の考え方

東京電力は、2月4日付けで「原子力損害賠償債権の消滅時効に関する弊社の考え方について」を発表しました。

■ **東京電力による発表内容（一部抜粋）**
弊社事故による損害賠償のご請求について、弊社といたしましては、被害を受けられた方々が時効によって適切な賠償を受けられなくなることは絶対にあってはならないと考えており、時効の援用をあらかじめ放棄できないとされている法的な限界が存在するなか、被害を受けられた方々のご心配を少しでも払拭できるよう、請求書やダイレクトメールの送付により時効が中断するという考え方を示しするとともに、被害を受けられた方々に安心してご請求いただくための当社の対応方針について、2月4日に認定いただきました「総合特別事業計画」の改訂版にも明記させていただきました。
※詳しくは、東京電力のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

問 東京電力原子力補償相談室
（コールセンター）
TEL 0120-9261404
（受付時間9時～21時）

個人事業者（商工・農業者等） および中小法人の財物賠償に係る賠償金請求

昨年末から個人事業者（商工・農業者等）および中小法人が所有していた償却資産と棚卸資産の損害賠償請求書が送付され、受付が開始されています。

請求書に同封されている「賠償金ご請求の解説」の25頁にも記載されていますが、個人事業者の償却資産は、定額賠償として50万円での賠償請求を選択することができます。（請求書8頁）
定額賠償での請求を行った場合、併せて、「D7 費用の処理を行った少額資産※」（請求書17頁）の請求もすることができるようになっており、少額資産は、帳簿（証明書類）がない方も、定額で10万円の賠償を受けることができます。（帳簿がある場合は帳簿に基づき請求額を計算します）
※費用の処理を行った少額資産とは、購入金額が小さく帳簿等に記載していない道具や工具などのことです。

帳簿（証明書類）は無いが、それらの少額資産があったという方は、中段の「(1) □費用処理を行った少額資産について、賠償の請求を行います」に を入れて請求してください。
その際、下部にある帳簿価格の合計額を記入する必要はありません。
不明な点がある場合は、お問い合わせください。

問 東京電力原子力補償相談室
（コールセンター）
TEL 0120-9261404
（受付時間9時～21時）

食品の放射能簡易分析結果

町では、食品中の放射性物質を図る測定器を配備し、さまざまな食品等の安全安心のため放射性物質測定を実施しています。

■ 1月の分析結果

区 分	検体数	検出された検体数	品 名
野 菜	8	0	100 ベクレル/kg 以上
果 実	1	0	
魚	1	0	
山菜、きのこ類	1	0	
米（新米）	1	0	
その他	1	1	にわとこ（葉草）
合 計	13	1	

- 食品衛生法における一般食品基準値
セシウム：100ベクレル/Kg（セシウム134、セシウム137の合算値）
 - 食品衛生法における飲用水基準値
セシウム：10ベクレル/Kg（セシウム134、セシウム137の合算値）
 - 食品衛生法における牛乳の基準値
セシウム：50ベクレル/Kg（セシウム134、セシウム137の合算値）
 - 食品衛生法における乳児用食品の基準値
セシウム：50ベクレル/Kg（セシウム134、セシウム137の合算値）
- ※警戒区域のものは除く。

食品の簡易測定は、随時受付しています。ご希望の方は、お問い合わせください。

申・問 上竹倉庫事務所 **TEL** 0243-23-4774

警戒区域内の 水の汚染状況検査結果

警戒区域内の水の汚染状況検査結果をお知らせします。

区 分	検査月日	採 取 地	検査結果
原 水	1月16日	小野田取水場	不検出
		苧野取水場	不検出
		谷津田取水場	不検出
		大堀取水場	不検出
井 戸 水	1月8日	権 現 堂	不検出
		川 添 室 原	不検出
河川流水	1月8日	やな場付近	不検出
海 水	1月8日	請戸漁港	不検出

問 災害対策課放射線対策係
TEL 0243-62-0152

お詫びと訂正

広報なみえ2月号に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。
10頁「なみえのあの店この店」
誤 孝山工房
正 孝山工房（尺八・しの笛）

なみえの

あの店 この店

ふるさとを離れ、ふるさとを思いながら避難先であらたにスタートした企業・店舗の皆さんを応援してください。

※掲載確認がとれた企業・店舗のみ掲載しています。
※各企業・店舗の希望により、掲載内容が異なります。

掲載ご希望の企業・店舗の方は、ご連絡ください

問 復興推進課情報統計係 **TEL** 0243-62-4731

株式会社東和 山田 政明 〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町16-14 TEL 0246-38-9822 FAX 0246-38-9822	有限会社一貴工業 横山 民一 〒975-0062 福島県南相馬市原町区本陣前2-105 ひばり野C-101号室 TEL 080-1826-2480 FAX 0241-22-7778	有限会社アクツ 南相馬事務所 阿久津雅信 〒975-0032 福島県南相馬市原町区桜井町1丁目175-1 星貸家1F TEL 0244-26-6577 FAX 0244-26-6578 E masanobu@akutsu.co.jp
井戸川石材店 井戸川貴一 〒318-0004 茨城県高萩市上手綱1619-3 TEL 080-6053-1669	Trust 1 小野田 正 〒963-8061 福島県郡山市富久山町福原字三斗蒔田2-1 TEL 024-939-0218 FAX 024-939-0218	株フローラ 〒975-0033 福島県南相馬市原町区高見町2丁目30-6 TEL 0244-22-8888 原町フローラ TEL 0244-24-2888 メモリアルホール原町 TEL 0244-22-5909
豊田動物病院 豊田 正 〒964-0915 福島県二本松市金色402-8 TEL 0243-22-3838 FAX 0243-22-3838	込堂ガラス店 込堂 光雄 〒975-0059 福島県南相馬市原町区上太田字陣ヶ崎114-2 TEL 090-4633-6902	大和電線工業株式会社 草野 完一 東京本社 〒123-0873 東京都足立区扇3丁目25番8号 TEL 03-3890-4501 FAX 03-3890-6868 原町工場 〒975-0076 福島県南相馬市原町区信田沢字尼ヶ折88-1 TEL 0244-25-2271 FAX 0244-24-1023
株式会社駒商 駒板 芳彦 〒976-0002 福島県相馬市椎木字北原305-1 TEL 0244-36-4210 FAX 0244-36-4210	山本整体院 山本 泰弘 〒963-0205 福島県郡山市堤1-88堤マンション1-101 TEL 024-952-4503 FAX 024-952-4503	土地家屋調査士・行政書士 畠山勝事務所 畠山 勝 〒976-0022 福島県相馬市尾浜字原31-1 TEL 0244-26-8812 TEL 090-4889-0149 FAX 0244-26-8812
宗教法人仲禪寺 秋葉 宏和 TEL 080-6529-8768	標葉神社 井瀬 信彦 〒960-0241 福島県福島市笹谷片目清水36-4 笹谷仮設D4-4 TEL 090-2793-7297 TEL 024-573-2806 FAX 024-573-2806	株式会社双葉事務器いわき仮事務所 志賀 祐広 〒979-0201 福島県いわき市四倉町字芳ノ沢1-60 K-10棟 TEL 0246-38-8371 FAX 0246-38-8372
稲荷神社 井瀬 信彦 〒960-0241 福島県福島市笹谷片目清水36-4 笹谷仮設D4-4 TEL 090-2793-7297 TEL 024-573-2806 FAX 024-573-2806	株式会社如水 朝田 宗弘 〒960-8252 福島県福島市御山字一本木56-9 TEL 090-1493-4254 FAX 024-529-6253	
朝田木材産業株式会社 朝田 宗弘 〒960-8252 福島県福島市御山字一本木56-9 TEL 090-1493-4254 FAX 024-529-6253		